

返金制度について

（紹介手数料の返還制度）

業務により採用された採用者が、入職後6ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、以下に従い乙は甲に紹介手数料を返還するものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

入社後 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

（不可抗力）

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。